

ひまわりクラブ利用料の見直しについて

1. 見直し内容

(1) 利用料上限額の変更

国の運営費の考え方を参考に上限を月額 6,900 円から 8,400 円に変更し、高所得世帯からは一定の負担をいただくことで、低所得世帯及び多子世帯の負担の軽減を図る

(2) 多子減免を導入

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、第 2 子を 1/2 免除、第 3 子以降を無料とする。(※ただし、年収目安 1,000 万円以降の世帯は対象外とする。)

同一世帯で 15 歳まで (15 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで) の子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて 2 人目の場合を「第 2 子」、3 人目以降の場合を「第 3 子以降」とする。

【兄弟の年齢を 15 歳までとした根拠】

保育料を参考に、ひまわりクラブ対象学年 (小学 6 年生) からプラス 3 年とし、15 歳 (義務教育終了時) までを対象とした。

(3) 免除区分の見直し

所得に応じた利用料負担の公平性を高めるため、免除区分の階層を緩やかにするとともに、年収目安 1,000 万円以上の区分を新設する。

(4) 年少扶養控除のみなし適用の変更

平成 25 年度から実施している年少扶養控除のみなし適用については、多子減免導入により、子ども一人分のみの適用に変更する。

(※ただし、低所得世帯のうち、のみなし適用変更に伴い増額となる世帯については、1 年間の激変緩和措置を設け、負担の軽減を図る。)

2. 見直し時期

平成 30 年 4 月から新利用料での運用を開始する。

3. 利用料収入額見込み (平成 30 年度見込み)

	現行	見直し後	現行との差
利用料収入額	469,990 千円	478,510 千円	8,520 千円
事業費に占める 利用料の割合	28.0%	28.5%	0.5%

(参考) 国の運営費の考え方



4. 次期見直しのタイミングについて

新潟市子ども・子育て支援事業計画 (新・すこやか未来アクションプラン) 更新時とする。

計画更新時の利用者数の見込みから、今後の運営費を試算し、その結果をもとに放課後児童クラブ検討部会等で見直しの是非を諮ることとする。

ひまわりクラブ利用料の見直し内容(案)

資料2-1

1. 見直し内容

- ①利用料金上限の変更(6,900円→8,400円)※国の運営費の考え方より
- ②多子世帯の負担軽減を導入: 第2子を1/2免除、第3子以降を無料※ただし、年収目安1,000万円以上の世帯は対象外
- ③免除区分の見直し
- ④年少扶養控除のみなし適用を子ども一人分のみの適用とする。(現行3,450円の世帯のうち、利用料が増額となる世帯については、現行の金額のままとする。)

2. 現行との比較

【現行】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～1万円未満 (～300万円未満)	3,450円	1,042人	50%
～23万5000円未満 (300万円以上～800万円未満)	4,600円	4,367人	33%
23万5000円以上 (800万円以上)	6,900円	1,711人	0%

計 7,763人

【④年少扶養控除のみなし適用を子ども一人分のみの適用とする。】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料	人数 (H28.4月現在)	免除率
生活保護	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	587人	67%
～1万円未満 (～300万円未満)	3,450円	553人	50%
～23万5000円未満 (300万円以上～800万円未満)	4,600円	4,839人	33%
23万5000円以上 (800万円以上)	6,900円	1,728人	0%

計 7,763人

【見直し後の年少扶養控除のみなし適用】
年少扶養親族(16歳未満)一人分の年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

【現行の年少扶養控除のみなし適用】
平成23年度の税制改正に伴い、年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除及び特定扶養親族(16歳～19歳未満)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止による影響を緩和させるために、年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

【新料金表(①多子減免+②免除区分見直し+③上限変更)】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料		人数 (H28.4月現在)	8,400円に対する免除率
	第1子	第2子(1/2)		
生活保護	0円	0円	56人	100%
市民税非課税	2,300円	1,150円	587人	73%
～4万8600円未満 (～330万円未満)	3,450円	1,700円	1,739人	59%
～9万7000円未満 (330万円以上～470万円未満)	4,600円 (一部の方3,450円)	2,300円	1,418人	45%
～14万円未満 (470万円以上～600万円未満)	5,550円	2,800円	1,054人	34%
～23万5000円未満 (600万円以上～800万円未満)	6,500円	3,250円	1,181人	23%
～33万6000円未満 (800万円以上～1,000万円未満)	7,450円	3,700円	590人	11%
33万6000円以上 (1,000万円以上)	8,400円	8,400円	1,138人	0%

計 7,763人

ひまわりクラブ利用料見直し 影響人数・世帯数

【現行】

市民税所得割額 (年収目安)	利用料	人数 (H28.4月現在)
生活保護	0円	56人
市民税非課税	2,300円	587人
~1万円未満 (~300万円未満)	3,450円	1,042人
~23万5000円未満 (~800万円未満)	4,600円	4,367人
23万5000円以上 (800万円以上)	6,900円	1,711人

【年少扶養控除一人分のみ適用】

【多子を反映】(児童数)

1人目	2人目	3人目
0.742	0.246	0.012
41人 (±0)	14人 (±0)	1人 (±0)
436人 (±0)	144人 (-1,150)	7人 (-2,300)
748人 (±0)	249人 (-1,750)	12人 (-3,450)
24人 (±0)	8人 (-1,750)	1人 (-3,450)

(世帯数)

子ども1人世帯	子ども2人世帯	子ども3人世帯
27世帯 (±0)	13世帯 (±0)	1世帯 (±0)
292世帯 (±0)	137世帯 (-1,150)	7世帯 (-3,450)
499世帯 (±0)	237世帯 (-1,750)	12世帯 (-5,200)
16世帯 (±0)	7世帯 (-1,750)	1世帯 (-5,200)

【新区分】

	市民税所得割額 (年収目安)	利用料		人数 (H28.4月現在)
		第1子	第2子(1/2)	
①	生活保護	0円	0円	56人
②	市民税非課税	2,300円	1,150円	587人
③	~4万8600円未満 (~330万円未満)	3,450円	1,700円	1,739人
④	~9万7000円未満 (~470万円未満)	4,600円	2,300円	1,418人
⑤	~14万円未満 (~600万円未満)	5,550円	2,800円	1,054人
⑥	~23万5000円未満 (~800万円未満)	6,500円	3,250円	1,181人
⑦	33万6000円未満 (1,000万円未満)	7,450円	3,700円	590人
⑧	33万6000円以上 (1,000万円以上)	8,400円	8,400円	1,138人

1,042人のうち
 新区分③となり、増減なしの方
 新区分④となり、1,150円増額の方

1,009人
 33人
 激変緩和により、
 1年間は
 3,450円とする

4,367人のうち
 新区分③となり、1,150円減額の方
 新区分④となり、増減なしの方
 新区分⑤となり、950円増額の方
 新区分⑥となり、1,900円増額の方
 新区分⑦となり、2,850円増額の方

1,711人のうち
 新区分⑦となり、550円増額の方
 新区分⑧となり、1,500円増額の方

542人 (-1,150)	180人 (-2,900)	8人 (-4,600)
1,028人 (±0)	340人 (-2,300)	17人 (-4,600)
782人 (+950)	259人 (-1,800)	13人 (-4,600)
876人 (+1,900)	291人 (-1,350)	14人 (-4,600)
13人 (+2,850)	3人 (-900)	1人 (-4,600)

362世帯 (-1,150)	172世帯 (-4,050)	8世帯 (-8,650)
688世帯 (±0)	323世帯 (-2,300)	17世帯 (-6,900)
523世帯 (+950)	246世帯 (-850)	13世帯 (-5,450)
585世帯 (+1,900)	277世帯 (+550)	14世帯 (-4,050)
10世帯 (+2,850)	2世帯 (+1,950)	1世帯 (-2,650)

425人 (+550)	141人 (-3,200)	7人 (-6,900)
844人 (+1,500)	280人 (+1,500)	14人 (+1,500)

284世帯 (+550)	134世帯 (-2,650)	7世帯 (-9,550)
564世帯 (+1,500)	266世帯 (+3,000)	14世帯 (+4,500)

計 7,763人

【増額】 3,234人
 【減額】 2,237人
 【影響なし】 2,292人
 計 7,763人

【増額】 2,525世帯
 【減額】 1,698世帯
 【影響なし】 1,536世帯
 計 5,759世帯

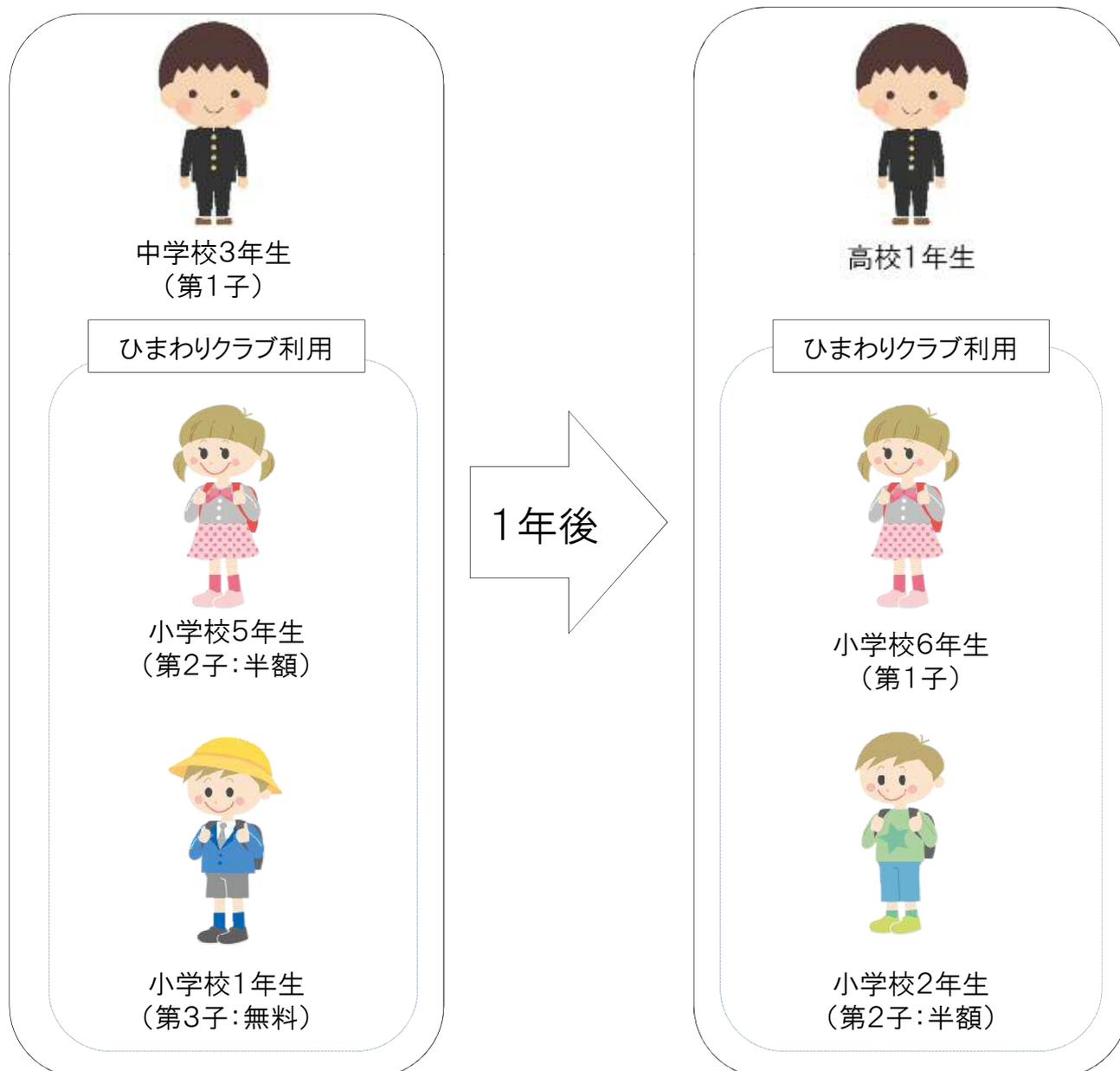
多子減免の考え方

多子世帯における子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、第2子を1/2免除、第3子以降を無料とする。

ただし、年収目安1,000万円以上の世帯は対象外とする。

※同一世帯で15歳(中学校3年生)まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の子どものうち、最も年齢の高い子どもから数えて2人目の場合を「第2子」、3人目以降の場合を「第3子以降」とする。

(例) 中学校3年生、小学校5年生、小学校1年生のきょうだいの場合



年少扶養控除みなし適用変更の考え方

平成25年度から実施している年少扶養控除のみなし適用については、多子減免導入により、16歳未満の子ども一人分のみの適用に変更する。
ただし、低所得世帯のうち、みなし適用変更に伴い増額となる世帯については、1年間の激変緩和措置を設け、負担の軽減を図る。

【年少扶養控除のみなし適用を子ども一人分のみとした理由】

多子世帯については、多子減免導入により負担の軽減が図られるが、子ども一人世帯については、多子減免の適用が無いいため、年少扶養控除を廃止すると、見直し前と比べ負担増になる可能性があるため。

現行

平成23年度の税制改正に伴い、年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除及び特定扶養親族(16歳～19歳未満)に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止による影響を緩和させるために、年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

見直し後

年少扶養親族(16歳未満)一人分の年少扶養控除があったものとみなして利用料を決定する。

(例) 子ども2人世帯(小学校6年生、小学校2年生のきょうだいの場合)
父親の所得割額: 100,000円、母親の所得割額50,000円、計150,000円

【年少扶養控除の額】

16歳未満の人数2人
21,300円×2=42,600円

150,000円 - 42,600円 = 107,400円



月額4,600円

(小学校6年生)



月額4,600円

(小学校2年生)

【年少扶養控除の額】

子ども一人分のみの適用
21,300円

150,000円 - 21,300円 = 128,700円



月額5,550円
(第1子)

(小学校6年生)



月額2,800円
(第2子:半額)

(小学校2年生)

平成 29 年度 新潟市放課後児童クラブ支援員処遇改善内容

(1) 経験等に応じた処遇改善 (国処遇改善)

放課後児童支援員の勤続年数に併せて、研修実績に応じた人件費の加算を行う。

(別紙:厚生労働省「放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ」)

・平成 29 年度予算額 : 66, 000 千円

(2) ひまわりクラブ支援員人件費一律 2.5%アップ (市独自処遇改善)

平成 28 年度比較で、人件費の 2.5%を指定管理料に上乗せする。

・平成 29 年度予算額 : 31, 355 千円

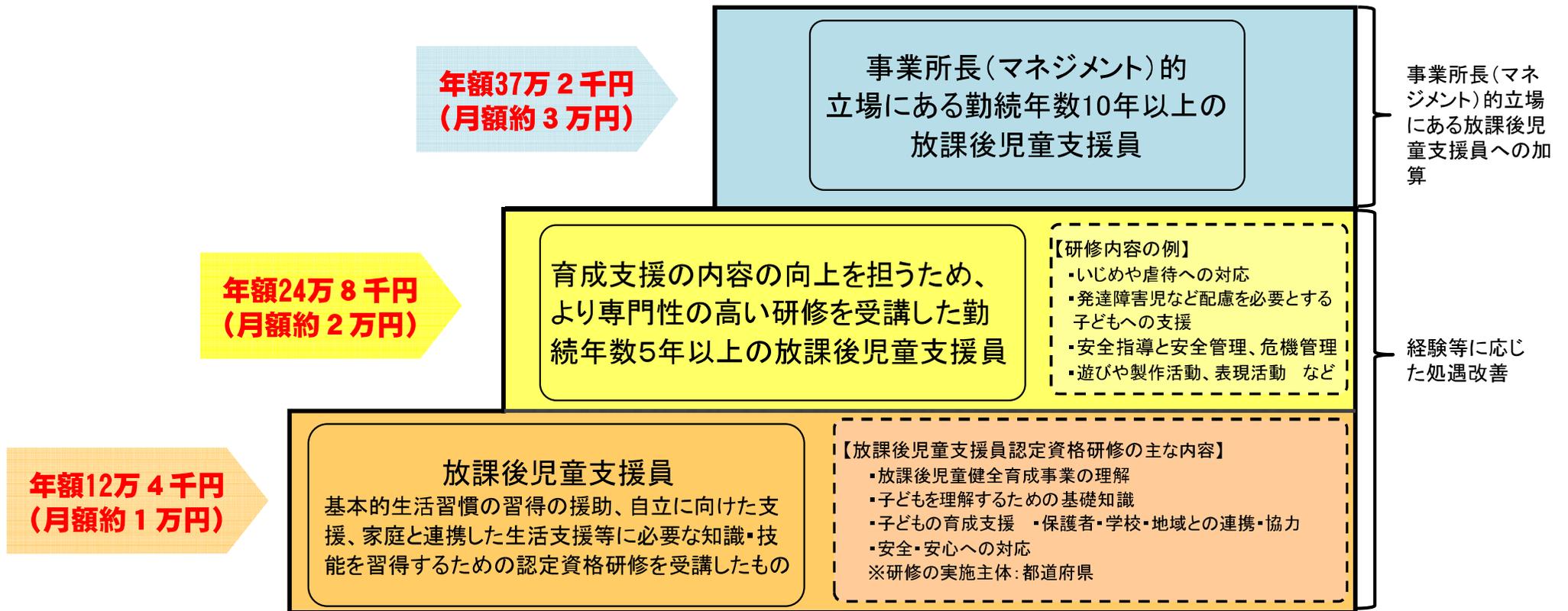
計 97, 355 千円の処遇改善を行う。

※実際の給与金額等は各指定管理者によって異なる。

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

資料3-2

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。

新潟市子ども・子育て支援事業計画



すこやか未来

Sukoyaka MIRAI Action Plan
アクションプラン



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわ ちゃん



平成27年3月

主な取り組み

1 放課後児童クラブ全体の質の向上

(1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営

①職員

支援の単位（おおむね児童 40 人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を 2 人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち 1 人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から 3 年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。

②施設・設備

遊びおよび生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65㎡以上確保する必要があります。（専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。）

5 年間の経過措置期間内に、基準を上回る運営が行えるよう、施設整備を進めていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有

平成 26 年度から、本市の放課後児童健全育成事業者および従事している職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について、「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の内容を中心に情報共有を行い、各クラブの状況などを話し合う機会を設けています。

市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。

2 放課後児童クラブの整備

(1) 必要な量の見込みと確保方策

児童福祉法の改正に合わせ、放課後児童クラブは、小学 6 年生までが対象となります。

本市ではニーズ調査結果および調査時点で 5 歳児だった小学 1 年生の平成 26 年 4 月の放課後児童クラブの利用状況を反映して算出した、今後 5 年間の必要な量の見込みを確保するため、学校施設の活用を基本とし、状況により学校外施設なども活用しながら、放課後児童クラブの整備を行っていきます。

必要な量の見込み 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		H26.5.1実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	低学年	児童数予測	19,777	20,115	20,147	20,272	20,247	20,031
		量の見込み	7,100	7,576	7,764	7,802	7,800	7,700
		需要率	35.9%	37.7%	38.5%	38.5%	38.5%	38.4%
	高学年	児童数予測	20,295	20,344	20,176	20,160	20,268	20,300
		量の見込み	275	773	1,009	1,661	2,408	3,131
		需要率	1.4%	3.8%	5.0%	8.2%	11.9%	15.4%
北区	低学年	児童数予測	1,976	2,003	1,996	1,962	1,951	1,935
		量の見込み	676	787	786	771	769	760
		需要率	34.2%	39.3%	39.4%	39.3%	39.4%	39.3%
	高学年	児童数予測	2,003	2,007	1,977	2,028	2,012	2,005
		量の見込み	3	65	86	170	245	318
		需要率	0.1%	3.2%	4.4%	8.4%	12.2%	15.9%
東区	低学年	児童数予測	3,450	3,492	3,408	3,452	3,450	3,359
		量の見込み	1,255	1,286	1,279	1,296	1,294	1,258
		需要率	36.4%	36.8%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
	高学年	児童数予測	3,442	3,500	3,567	3,538	3,501	3,417
		量の見込み	37	123	167	281	395	510
		需要率	1.1%	3.5%	4.7%	7.9%	11.3%	14.9%
中央区	低学年	児童数予測	4,100	4,171	4,249	4,301	4,377	4,375
		量の見込み	1,456	1,502	1,486	1,510	1,533	1,533
		需要率	35.5%	36.0%	35.0%	35.1%	35.0%	35.0%
	高学年	児童数予測	4,085	4,145	4,159	4,179	4,216	4,294
		量の見込み	29	154	218	346	474	610
		需要率	0.7%	3.7%	5.2%	8.3%	11.2%	14.2%
江南区	低学年	児童数予測	1,913	1,934	1,961	1,957	1,928	1,926
		量の見込み	811	866	911	906	894	895
		需要率	42.4%	44.8%	46.5%	46.3%	46.4%	46.5%
	高学年	児童数予測	1,878	1,963	1,932	1,938	1,931	1,957
		量の見込み	23	67	94	179	273	362
		需要率	1.2%	3.4%	4.9%	9.2%	14.1%	18.5%
秋葉区	低学年	児童数予測	2,054	2,041	2,034	2,030	2,016	1,996
		量の見込み	654	623	665	663	659	650
		需要率	31.8%	30.5%	32.7%	32.7%	32.7%	32.6%
	高学年	児童数予測	2,141	2,095	2,065	2,087	2,080	2,073
		量の見込み	135	147	145	144	217	277
		需要率	6.3%	7.0%	7.0%	6.9%	10.4%	13.4%
南区	低学年	児童数予測	1,051	1,070	1,063	1,091	1,072	1,077
		量の見込み	341	350	346	353	347	349
		需要率	32.4%	32.7%	32.5%	32.4%	32.4%	32.4%
	高学年	児童数予測	1,133	1,119	1,097	1,063	1,076	1,069
		量の見込み	10	32	44	73	106	138
		需要率	0.9%	2.9%	4.0%	6.9%	9.9%	12.9%
西区	低学年	児童数予測	3,918	4,113	4,164	4,179	4,179	4,115
		量の見込み	1,428	1,746	1,880	1,882	1,891	1,853
		需要率	36.4%	42.5%	45.1%	45.0%	45.3%	45.0%
	高学年	児童数予測	4,135	4,064	3,988	4,012	4,159	4,211
		量の見込み	15	140	195	375	571	753
		需要率	0.4%	3.4%	4.9%	9.3%	13.7%	17.9%
西蒲区	低学年	児童数予測	1,315	1,291	1,272	1,300	1,274	1,248
		量の見込み	479	416	411	421	413	402
		需要率	36.4%	32.2%	32.3%	32.4%	32.4%	32.2%
	高学年	児童数予測	1,478	1,451	1,391	1,315	1,293	1,274
		量の見込み	23	45	60	93	127	163
		需要率	1.6%	3.1%	4.3%	7.1%	9.8%	12.8%